

りょうこ しせつ じちかい せんこく  
療護施設自治会全国ネットワーク 設立

じゅんびかい

準備会ニュース №3

きかんし かいけい とあさぎ  
機関誌・会計についての、お問い合わせ先

Tel. 0424-93-3235 (代表) Fax. 0424-93-3234  
とうきょうと きよせし たけおか  
〒204 東京都清瀬市竹丘3-1-72 きよせりょうごえんない おだいっせき  
清瀬療護園内 小田 一石まで

にゅうかい 入会によせて

あきたけんせんぼくぐん かくのだてちょうさいじゅう  
秋田県仙北郡角館町・在住

くさなぎ・きしゅう シーピー きゅうさい  
草彅岐秋 CP 1級 25歳

おおまがりし せんぼくぐんない りょうご しゃいつ かい かいいん  
(大曲市・仙北郡内に療護施設をつくる会 会員)

きじゅんびかい さくねん がつ ほうそう ばんくみし  
貴準備会のことを、昨年の12月に放送されたラジオ番組で知りました。

このようなくく みなさま し いしきすいじゅん たか おどろ  
取り組みをされている皆様のことを知り、意識水準の高さに驚くと  
わたし いしきへんかく ひつようせい つうかん ふだん じんけんもんたい ちゅうい はら  
ともに、私の意識変革の必要性を痛感しました。普段から人権問題に注意を払う  
こころ ないしん しせつぶくし べっし は  
よう心がけておりますが、ともすると内心、施設福祉を蔑視していたことを恥じ、  
わたしじしん いま とく なまめる あわ ふか はんせい  
私自身の今までの取り組みの生温さのことも併せ、深く反省しております。

げんさい わたし じたく おや すね かじ まいにち おく むすこ き  
現在の私は、自宅で親の脛を齧る毎日を送っているドラ息子ですが、これを機  
かい じょうほう あつ じっせん い りねん ふか  
会に、情報を集めて実践に活かし、ノーマライゼーション理念をさらに深めてい  
おも にゅうかい いただ したい  
きたいと思い、入会させて頂いた次第です。

じゅんびかい いただ など しりょう いっけん にゅうしょしゃ かんり しゃそうほう ほんね  
準備会より頂いたアンケート等の資料を一見し、入所者・管理者双方の本音に  
ちか かいとうないよう りょうご しせつ じつじょう かいまみ  
近い回答内容に、療護施設の実状が垣間見られました。

くたいてき かんそう わたし のうりょく いた しょうかふりょう おそ  
具体的な感想につきましては、私の能力の至らなさからくる消化不良を恐れ、

さひか いいた じこ けっていけん とく せい もんたい じんけんようご うえ じゅう  
差し控えさせて頂きますが、自己決定権・特に「性」の問題は人権擁護の上で重  
よう いち し かんが しんたいてき しゃかいてきだんじょかんけい ことがら  
要な位置を占めていると考えます。身体的・社会的男女関係の事柄についてもさ  
せい よ じ こと こころ りつ い  
ることながら、この「性」。読んで字の如く、いかに心を律して生きるべきかを  
しんけん ついきゅう  
真剣に追求することのできる、それでいて、どことなく“ほのつ”とした居心地  
よ かん じち かい  
の良さの感じられる、そんな自治会ネットワークになれたら。どんなに素晴らしい  
いことでしょう。

さて、昨年9月、私も加入している大曲市・仙北郡肢体不自由児者父母の会の  
かいいん ちゅうしん おおまがりし せんばくぐんない りょうご しせつ かい ようや せいしきほっそく  
会員が中心となり「大曲市・仙北郡内に療護施設をつくる会」が漸く正式発足し、  
げんさい とうこういきしちょうそんけんない りょうご しせつ せっち はたら  
現在、当広域町村圏内への療護施設の設置を働きかけているところです。  
ほっそくじゅんびかい だんかい と おこ かい ゆうし かたがた けんたんとうとうきょく  
発足準備会の段階において執り行なわれた、会の有志の方々と県担当当局によ  
こうしょう けっか ほうこく とうかい ちいき けんない ふくし しせつ せいひ おく  
る交渉の結果報告によりますと「当該地域は、県内でも福祉施設の整備が遅れて  
ねん うち せっち よさんか やぶさ むね  
いることから、2・3年内には設置を予算化することも客かではない」旨の  
かいどう いただ いま とく ちんじょう とうきょく  
回答を頂いているとのことです。むしろ、今まで特に陳情がなかったので、当局  
たいおう む ちな とうけんない しせつ  
としては対応のしようがなかった向きのようでした。因みに当圏内における施設  
せいひじょうきょう おおまがりし けいち じ ようご がっこ また せんはたまち しょうきぼ さぎょうしょ  
整備状況は、大曲市に啓知児養護学校があり、又、千畠町に小規模作業所がある、  
ていど  
といった程度です。

せっち ぱしょ こんご じょうきょうすいい いかん けんない しちょうそん かく ちほうこう  
設置場所について、今後の状況推移如何によっては、圏内14市町村の各地方公  
きょうだんたい いく だんたい ゆうち む か ひ てんかい よそ  
共団体うちの幾つかの団体による、誘致に向けた駆け引きの展開が予想されます。  
いっぽう うんどう なか わたしたち しせつ せっち  
一方、そのような運動をすすめる中で、私達は「とにかく施設を設置する」こ  
とら かん ほー しゃ なか しせつ  
とにのみ囚われてしまっていた感があります。そして、保護者の中には、施設に  
はい あんしん む かた お しか  
さえ入れれば、「それでひと安心」といった向きの方も居られるようです。然し、  
かたがた しんじょう さつ いみ や え  
その方々の心情を察すれば、ある意味では止むを得ないことなのかもしれません。  
いただ しりょう はいへん しせつけんせつ せいひ せづ  
頂きましたこのアンケート資料などを拝見し、施設建設・整備にあたり、設備、  
りょうしゃ たいくうめん こうつう りべんせい ちいきじゅうみん みっせつ かんけい はか  
利用者への待遇面、交通の利便性をはじめ、地域住民とも密接な関係を図りつつ、

さいたくしょうかいしゃふくし ちゅうけいきょとん  
在宅障害者福祉の中継拠点としても念頭に入れておくことなど、解決を心がける  
べき様々な課題があること、その上で「質」の良い療護施設が求められていると  
いう、最も重要なことを学ばされ、自分なりに思案しているところです。  
もちろん、しせつにゅうきょしゃじちかい せつりつ うんえい ほしょう しせつかんり しゃ きょううちょう  
勿論、施設入居者自治会の設立・運営を保障し、施設管理者とも協調すること  
と平衡に、入所者の自主性を尊重すべきであり、当然、利用上の規約についても同  
様の配慮が必要不可欠であることはいうまでもありません。

とく にゅうきょしゃ じりつ む た しえんたいせい あ かた わたしたち  
特に、入居者の自立に向けての、その他支援体制の在り方については、私達、  
せっち はたら たちば もの うんえいじょ かいげつとう ふく  
設置を働きかけている立場にいる者としても、運営上のトラブルの解決等も含め  
て、きたるべき施設落成後も引き続き積極的に関わっていかなければならぬ  
かんが のと考えます。

とうけんいきない りょうご しせつ せいび けんさい じもとしゅっしん じゅうどしょうかいしゃ  
当圏域内に療護施設が整備されていない現在、地元出身の重度障害者はそれぞ  
れ、県内他地域の療護施設又は、県外にある療護施設に入所しているのが実状で  
す。このことは、捉え様によつては、一見今までの運動の足りなさを露呈してし  
まつているとも言えますが、これは当方のこれまでの経緯によるものですので、  
しょくさい かつあい いただ  
詳細については、ここでは割愛させて頂きます。

みかた じゅんびかい いただ しりょう かつよう  
しかし、見方をかえれば、準備会から頂いた資料を活用することにより、より  
にゅうきょしゃ たちば かな しせつ かのう よさん しきち もんたい  
入居者の立場に適った施設をつくることも可能!?（まず予算と敷地の問題が  
ある）ということでもあります。適切さに欠ける表現になつてしまいますが、  
てん ふ ねが こうき めぐ い もっと  
その点を踏まえれば、願つてもみなかつた好機に恵まれたとも言えましょう。尤  
わたくしたち と く いっそう ほんこし ひつよう せんていじょう  
も、これから私の取り組みに、より一層、本腰をいれることが必要な前提条件  
けん みなさま いただ たから も ぐさ お  
となりますが、せつかく皆様から頂いたお宝を「持ち腐れに終わらせない」た  
なかま ふぼ かたかた はたら つと  
めにも、仲間の父母の方々に働きかけていくよう努めます。

こんご みなさま しどうたまわ よう よろ ねが もう あ  
今後とも、皆様からのご指導賜ります様、宜しくお願ひ申し上げます。

しこくない うんどう  
四国内で、すこし運動しています。

from 車イス「障害者」、匿名希望

わたくし じもと ちいき むど 私が地元の地域に戻れたキッカケは、1991年12月の事です。ある友達の  
しょうかい いま しせつ にゅうきょ 紹介で、今いる施設へ入居するための選考の書類を送ってもらつた事からです。  
ていひん にん ぱいりつ たか 定員は20人までです。倍率が高いので、入居は初めから半分あきらめた感じで  
はじ よ ござん ていひん 始まりました。しかし、良い誤算で定員にかかりました。

ねん がつ いせん しせつ ちょくせつ めんせついん き そして92年4月に、以前いた施設に直接、面接員が来ました。もちろん施設  
かわ ないしょ じぶん じしん えら き 側には内緒でした。それは、まだ自分自身、選ばれた気がしなかつたからです。  
それと、施設側に知られると、後々余計な面倒が起るからです。その後、何回  
しせつかわ し あとあと よけい めんどう お ご なんかい か施設建設と日常生活での色々な話し合いが有り、その度に150キロメートル  
かよ を通いました。

ねん がつ じもと むど ねんはん す 1992年5月いよいよ地元に戻りました。それからもう1年半が過ぎました。  
いせん じもと むど いろいろ かつどう おも 以前は、地元に戻れたら、色々と活動していくと思っていました。しかし、  
あま じぶん き あ まえ 甘かつた。やはり、自分にヤル気がいりました。それは当たり前のことですが、  
いせん しせつ かつどう しょくいん よ かんきょう 以前の施設あまり活動しなかつたので、職員に良いイメージはないので、環境  
か き で おも いま すこ かつどう が変わればヤル気も出ると思っていました。今は、少しですが活動しています。  
せいか み とまと じぶん ちからぶそく ただ、成果がハッキリ見えないので、戸惑いは、あります。あとは自分の力不足  
かん を感じています。

いま こま もんたい すこ あき しせつかわ 今、すごく困る問題が、少しづつ明らかになってきています。それは、施設側  
しょくいん かいじょ しせつ きはんてき じりつ もくでき の職員の介助のありかたです。この施設は規範的に、自立が目的になっています。  
じぶん でき たの かいじょ ふ しかし、自分で出来ないことは、頼めばしてもらえるのですが、介助が増えるの  
じぶん でき たの い で、自分で出来ないことを頼んでも「できるだろう」と言って、なかなか、して  
しょくいん み め かって き もらえません。できる・できないを、職員の「見た目」で勝手に決められるから

こま  
困っています。

職員と入居者の間にコーディネーターがいますが、その人も「障害者」ですが、ある一人の職員の言いなりで、話になりません。以前居た施設の環境に、近づきつつあります。どこの施設でも有る問題ですが、職員と「障害者」との上下関係があるので、色々と余計な問題があります。やたらと常識にこだわり、入居者は常識がナイと、職員の人が次のように言っていました。

「この入居者は、常識がないけれど、常識は捨てても、道徳は教えないイカン」「人によって用事が違う、それは差別や」だ、そうです。

今の常識は「障害者」の事など深く考えられていないので、世間一般の常識が全て当てはまらない。特に介助の面で、常識が無いとは、言えないはずだ！！！

日常生活の最低限の介助を頼むことが、差別ですか？ ……人によって用事が違うのは、同じ事をしてもらつても、小言を言われる場合と言われない場合、誰でも後者を選択すると思います。そうなると、必然的にどちらかに片寄ります。こんな時、両者の歩み寄りが大切ですが、ほとんど「障害者」だけに改善を要求してきます。職員も、お互い歩み寄りが大切やと言います。しかし自分達のことは全部棚上げして、私達が悪いみたいに言います。これは、介助以外でも全体にい言えます。

こんな事をしていても「障害者」が職員を“差別”していますか？ ……道徳を教えられますか？ ……差別とか道徳と言つても、言葉だけで、本当の意味を知らない者が、教えられる訳がない！！！

「障害者」のほとんどが社会に出る機会を失っている以上、よく、「あんた達は社会の厳しさを知らんから」と言われても、ある面、しかたない。だが、それ以上に、施設での厳しい現実と、生きている限り続く差別と、鬪つてきました。今も、これからも、それは、「障害者」も同じ人間と認められ、差別が無くなる

まで、続きます。だから、お互いの立場を理解し、本当の、口先だけではない、歩み寄りが大切です。

これから私の課題は、入居者と職員とのミゾを、如何にして埋めるかです。

このままにしていると生活が苦しくなり、以前居た施設のようになります。

そうなれば、何のために地元に戻ってきたか、意味が無くなります。

いまの施設をよい例として、「障害者」が住みやすい環境をつくりたい。それと同時に、今まで出来ていない活動を、特にボランティアを増やし、生活に欠くことのない権利等の獲得をしたい。

最後に、どこに行っても、「障害者」を取り巻く現実の厳しさが以前より強く感じられ、障害者年金での生活の苦労を知る、良い機会になりました。1994年から消費税3%から7%への不公平税制が行われるとすると、ますます生活が厳しくなることが気がかりです。

せんこくりょうご しせつせいかつちょうさ いんかい じむきょく  
全国療護施設生活調査委員会事務局から

1. 利用者アンケート(92年)・施設長アンケート(93年)の集計結果の分析を、自治会ネット・職員ネット、それぞれの有志で行っています。今年中には、第二次集計報告を、調査委の年次報告第1号として出す予定です。

2. 前号でお知らせしました通り「施設調査から人権ガイドラインを展望する」12・11集会の記録が出来上りました。会員の皆様には、この号と一緒に発送します。

にっぽん　ました　あつ  
日本の真下は暑かった

～オーストラリア・レポート①～

きよせ　りょうごえん　おだ　いっせき  
清瀬療護園・小田一石

さ　　がつ　みっか　にち　　また　　りょこう  
去る2月3日から13日まで、全くプライベートにオーストラリアに旅行した。  
りょこう　たいいち　もくでき　せま　りょうご　しせつ　くつき　かいほう　きぶん  
旅行の第一の目的は、「狭い療護施設の、よどんだ空気から解放され、気分を  
わたし　もっと　ちゅうもく　どうぶつ　やせい  
リフレッシュすること」と、私がいま最も注目している動物・ウミガメの、野生  
さんらんふうけい　かんさつ  
の産卵風景を観察したいという2つだった。

にっぽんじん　かな　さが　あそ　じかん　ひよう  
しかし、日本人の悲しい性なのだろう。「遊び」のためだけに時間と費用とを  
つい　いっしゅ　さいあくかん　かん　べんきょう　こうじつ  
費やすことに一種の罪悪感のようなものを感じて、「勉強」という口実をつくる  
せんにってい　いちにち　す　しょうかいしゃ　せいかつ　けんがく  
ために、全日程のうち、ほぼ一日を、オーストラリアに住む障害者の生活を見学  
さ  
するために割いた。

い　ゆうじん　ちじん　われ  
とは言つても、オーストラリアに友人知人がいる訳ではない。そこでシドニー  
こうかい　の郊外にあるロイヤル・リハビリテーション・センターにコンタクトを取り、そこ  
つう　しょう　きば　す　わか　しょうかいしゃ　と  
のセクションのチーフを通じて、小規模のグループホームに住む若い障害者と、  
ちいきせいかつ　なが　ちゅうねん　しょうかいしゃ　しょうかい  
地域生活に長いキャリアをもつた中年の障害者という、2つのケースを紹介して  
もらつた。

しょうかい　まえ  
この2つのケースの紹介の前に、ロイヤル・リハビリテーション・センターと、  
ふく　しょうかいしゃふくし　すこ　あいだ　ほうこく  
それを含む、オーストラリアの障害者福祉について、少しの間、報告してみたい。

けいそん　びょういん　じじょく  
ロイヤル・リハビリテーション・センターは、頭損のための病院と、自助具・  
にちじょうせいかつようぐ　かいはつ　テクニカル　エイド　トゥ　ザ　ディスエイبلド　ティーエーティー  
日常生活用具などを開発する Technical Aid to the Disabled (TAD) という  
いちぶ　くんれん　きのう　ふく　インディペンデント　リビング　センター　じりつせいかつ  
セクション、一部に訓練機能を含めたIndependent Living Centerという自立生活

援助部門の3つに分かれていて、病院以外は居住場所ではない。病院そのものも、ある程度の期間で、治療やリハビリを行うが、それを過ぎると地域なりグループホームなりに送り出すらしい。

病棟の定数は190人と言っていたが、3~6ヶ月程度で人が回転するので、そんなに「大規模」という印象は持たないらしい。それだけではないだろう。私が見たかぎり、敷地の面積から言つても、日本の施設や病院の比ではない。(私が行く少し前に、オーストラリアで山火事があり、東京都の約3倍の面積が燃え、シドニー近郊にまで火が迫つたらしいが、シドニーの街を見て歩いた限り、その痕跡は、どこにも見られなかつた。)

オーストラリアには6つの州があり、各州に一ヶ所づつ、このようなセンターがあるらしい。センターの設置は15年ほど前に始まり、5年ほど前に完了したと言うから、その速さには驚くものがあつた。

オーストラリアの障害者は、入院中の人に除いて、ほとんどが仕事(作業を含む)を持っている。もちろん十分な収入を得られる人は、ごく一部だが、少なくとも日本のように、所得があると年金や手当をカットするという制度はないらしい。つまり、どんな人間からも働く意欲を取り上げない、というのが基本姿勢らしい。

シドニー(ニューサウスウェールズ州)の場合には、年金(手当・介護料を含む)が、週800オーストラリア・ドル(約6万4千円)支払われ、その他に、家賃、ホームヘルパー代(人によるが、私の会った人は1日4時間(朝2時間+夜2時間))が、公的援助として出る。つまり、週800ドル以上稼がない限り、年金手当等はカットの対象にはならない。一般の労働者でも、週600~700ドルが相場なので、滅多に800ドルを超えることはないということのようだ。

つぎ わたし ほうもん ふたり ほうこく  
次に、私が訪問した2人のケースについて報告することにしよう。

さいしょ ほうもん ちゅうしんち くるま ぶん はな ばしょ たいせんはん  
最初に訪問したのは、シドニーの中心地から車で40分ほど離れた場所にある  
グループホームの、マロイ・ロードン(Murray London)という、たぶん30代前半  
のうせい ひと の、脳性マヒの人だった。

きぼう にん いっぽんてき にんすう にん  
グループホームの規模は、おおよそ4~12人が一般的で、ここの人数は8人  
だった。私が行った時は、彼と、グループホームのコーディネーターの女性しか  
のこ 残っておらず、他のメンバーは職員と共に、あるいは自力で、それぞれの職場に  
で 出かけているらしかった。

とうせん ぜんしつ こしつ きょうゆうくうかん  
グループホームは、当然、全室個室で、バス・トイレとダイニングが共有空間  
だそうだ。

かいごしょくいん じょくいん めい など あ  
介護職員は、常勤が4名、パート・アルバイト・ボランティア等を合わせると  
めい ひじょうきん しょくいん かんご がっこう がくせい せんもんがっこう  
12名になる。非常勤の職員のほとんどは看護学校の学生か、リハビリ専門学校  
がくせい がくせい じかん ごぜん じ じ 二〇 じ げんそく  
の学生だということだ。介護時間は午前6時~10時と、午後6時~8時が原則  
いわい い さき かいご しゃ おこな あ まえ  
で、それ以外は、それが行つた先での介護者が行うというのが、当たり前に  
やきょうしゃ めい よる みな ではら  
なっている。夜勤者は1名だけ、ただし夜も、ほとんど皆が出払つているから、  
しごと それほど仕事はないらしい。

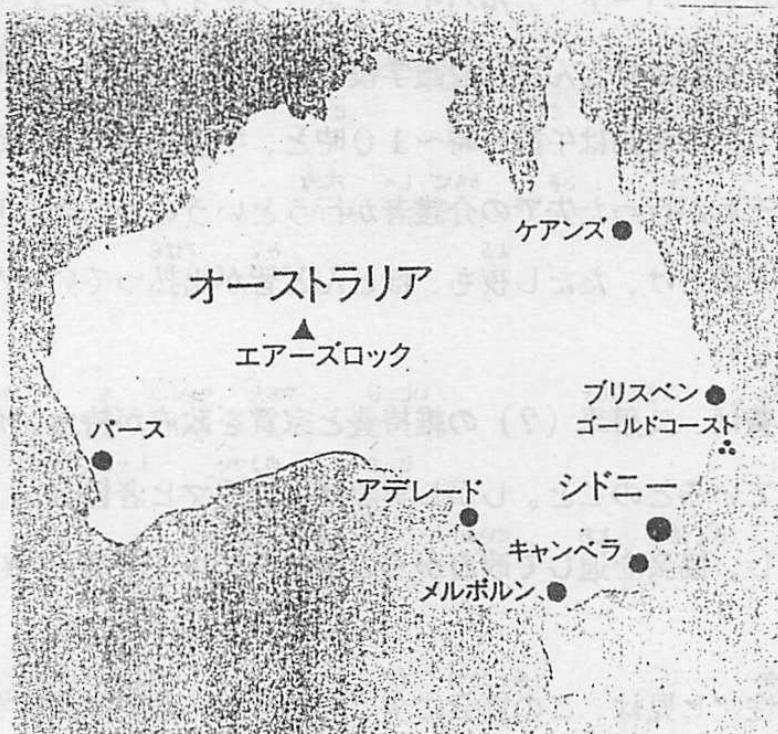
けいひ こうようしゃ いじ ひ やちん せいふ も かいごりょう  
グループホームの経費は、公用車(?)の維持費と家賃を政府が持ち、介護料  
ねんきん なか しはら じっさい のうせい しゃきょうかい しょくいん  
は年金の中から支払っているとのこと。しかし実際は、脳性マヒ者協会が、職員  
しょうがいしゃ どうじ とうろく きょうかい とお せいふ えんじょ まわ  
と障害者を同時に登録し、協会を通して政府からの援助をグループホームに回し  
ているらしい。

のうせい じ きょうかい すべ とうろく ひつよう くんれん う  
オーストラリアの脳性マヒ児は、この協会に全て登録され、必要な訓練を受け  
あと かくじ きぼう しせつ さいたく ふ わ  
た後、各自の希望により施設・グループホーム・在宅に振り分けられる。それは、  
ほんにん きぼう たいいち そち かんけい なに いま  
あくまでも本人の希望が第一であり、措置という関係は何もない。今いるグル

ホームが気に入らなければ、別のグループホームに移ることも出来る。在宅に  
戻るのも自由である。全て本人の責任と決定で行われる。

そのコーディネーターが、オーストラリアは政府の方針として、1999年  
までに全ての施設をグループホームか在宅支援事業に転換していくことに決めた、  
と言っていた。つまり1999年までにオーストラリアから『施設(Institution)』  
が無くなるのだそうだ。これが本当だとすれば、ヨーロッパ先進国よりも、さら  
に進んだ福祉行政になるのではと、自慢そうに言っていたのが印象的だった。

(つづ  
く)



## ぜんりょうきょう 全療協について 矢口ろう (その3)

療護施設自治会全国ネットワーク設立準備会と、全国療護施設生活調査委員会及び全国療護施設QOL研究・職員ネットワーク準備会では、昨年6月青森で全療協大会が開催された時に、それぞれの発足挨拶のビラを大会出席者900名ほどに配りました。

本来は当事者が出かけて行って配りたかったのですが、東京から遠いこともあり、出向くことが出来なかつたので、日野療護園の職員と地元の有志の方々に配つていただきました。

94年度の全療協大会は、6月1日(水)~3日(金)に、広島市の国際会議場(平和公園内)で開かれることになっています。大会テーマは『21世紀に向けての療護施設の在り方を問う』です。

利用者不在の全療協大会に、自治会ネットとして、今後どう関わっていくかは、長期的な課題となります。とりあえず、今年も最低限、ビラ配りはした方がいいと思います。

西日本にお住まいの方、あるいは、東日本からでも広島へ行ってみようと思われる方、6月1日のビラ配りに参加して下さい。

ご連絡をお待ちしています。

# 身障療護の職員組織

3月設立へ

# QOL研究ネット 護の職員組織

進めてきた。

施設のQOL向上に関する研究  
②会員相互の連携・協調・  
情報交換③関係機関への意見  
上申などの事業を行つことに  
している。

五日の設立総会は、規約の協議と役員選出のあと、パネルディスカッション「全国療護施設のQOL向上をめざして」が行われる。参加費は千

身体障害者療護施設職員の連携を図り、QOLの向上を目指そうという、全国療護施設QOL研究・職員ネットワーク（療護職員ネット）の設立総会が、三月五日、東京・新宿の戸山サンライズで開かれる。

やうば一九九一年に、全療協が生  
活の質の評価方法をエック  
リストを使って行うように報  
告書を出しているが、このチ  
エックリストをそれぞれの施  
設で自己完結させることはな  
く、他の施設職員と本音で話  
し合い点検することが、チエ  
ックリストを有効に生かす方  
法との場を求める声もあつ  
た。そこで職員による全国組  
織を設立することにしたもの  
で、昨年八月に準備委員会(皇  
山千春代表)を設け、準備を

五日の設立総会は、規約の協議と役員選出のあと、パネルディスカッション「全国療護施設のQOL向上をめざして」が行われる。参加費は千

（懇親会三千円）。なお、療養職員ネットの会費は、年間三千円を予定している。

(1994年2月21日付・福祉新聞)

職員ネットが正式発足しました。

キューオーエル クオリティ オブ ライフ  
QOL = Quality of Life

せいめい しつ せいかつ しつ いのち かかや  
「生命的の質」 「生活的の質」 「命の輝き」

などと訳されている。

終末期医療の場で、ただ単に生きている  
時間を最大限に引き延ばすのが最善だろう  
かという反省から、QOLを、新しい尺度  
として導入したのが、始まりという。

# 『清瀬療護園人権擁護委員会規程』

## 成立ちまでの報告

“人権擁護委員”選出委員会委員長・成田 皓  
(清瀬療護園職員)

園長の方から、清瀬療護園に、なぜ人権擁護機関の設置の必要性を感じ、園長が提案するに至ったかについて、その背景の説明があることだと思いますので、私は人権擁護委員会規程の成立までの経過を書いてみたいと思います。(\*)

1992年3月の職員会議で園長から正式に「清瀬療護園に何らかの人権擁護機関を設置したい」との提案がありました。(職員会議は清瀬療護園の最高決定機関なのです。)

園長提案に対し、「委員を園内から選出するのならば反対」という意見は出たが、そのほか特に反対意見もなく、園長の提案は承認されました。

「どのような人権擁護機関を、誰が作るのか」も話し合われ、できるだけ園内の総意が反映される準備機関を設置して作業を進めることになりました。そこで清瀬療護園で生活する居住者で組織する居住者自治会、労働組合、職員サイド、それに園長が加わって、『清瀬療護園人権擁護委員会開設準備室』と命名して、6月にようやくスタートしました。

どのような形の委員会を作るのか、委員会の基本的性格と組織形態から論議に  
はい 入りました。一つの施設の内部に人権擁護機関があるという情報もなく、参考に  
するには資料は乏しく、唯一、入手できたのは、東京都の『精神薄弱者・痴呆性  
高齢者権利擁護センター』関係資料だけでした。規模も性格も違うのですが、  
障害を持つ人の権利擁護の精神は同じであり、中間答申の基本理念に据えて有る

「障害は個人の身体的または精神的属性に過ぎない。

障害がいかに重くても、人間としての尊厳がいささかも損なわれる  
ものではなく、生まれながらに、その人格と生命は最大限に尊重され  
ねばならない。

また障害を持つ人が、その家族および、それらをめぐる地域社会の  
中に包含され、障害を持たない人と共に生活している事が当然の姿で  
である。

従つて“障害を持つ人と、持たない人が共に生きる”という事が、  
障害者福祉の基本である。」

との言葉は全く共感するものであり、この理念が具現された時に初めて障害者の  
人権問題が解決されると云えるでしょう。

私達も、この“共に生きる”理念を、清瀬療護園の全ての職員・居住者が共有  
できる時が来るのを待望しています。

しかし、現実は、まだまだ“道遠し”と云えるでしょう。特に介護職員と居住  
者の関係は、介助する側・される側と、同じ立場に立ちにくい側面があります。

しょくいん にちじょうでき きょじゅうしゃ せっしょく  
職員は日常的に居住者と接触しているので、自分が意識せぬままに居住者の人格  
を傷付けるような言動に陥り易い危険があります。

きよせ りょうごえん じんけん ようご さかん せっち  
清瀬療護園に人権擁護機関を設置することの意義は、まず第一に職員が居住者  
じんげん にんしき  
の人権について、しっかりと認識することにあります。

たいに しょくいん きょじゅうしゃ みじか かんけい  
第二には、職員と居住者は身近な関係にあり、お互いの誤解によるトラブルが  
じょう めん こかい と ため じゅうぶん はな あ ひつよう たが  
生じやすい面があります。誤解を解く為には十分な話し合いが必要です。お互い  
はな あ りかい どりょく こと たが じんかく みと あ こと きばん  
に話し合って理解する努力をする事は、お互いの人格を認め合うという事が基盤  
い ため しせつ せきにんしゃ さいたいげん そうご りかい かいけつ  
にあると云えます。その為には、施設の責任者は最大限、相互の理解で解決する  
どりょく ひつよう  
努力が必要です。

たいさん はな あ かいけつ ばあい そうだん ば づく  
第三には、話し合いでもどうしても解決しない場合に、相談する場を作ること  
です。

いじょう ことがら じゅんびしつ いいんかい はな あ きほんこうそう づき  
以上のような事柄が準備室委員間で話し合われ、基本構想として、次のように  
まとめました。

- ① 人権擁護委員会は、園長の諮問機関とする。
- ② 委員会の委員は、清瀬療護園の職員・居住者以外の、第三者で構成する。
- ③ 問題は、園内で解決に努力した上で、委員会に相談する。
- ④ 職員・居住者で構成する事務局を置き、実務的業務や人権擁護の啓発活動  
をする。

じっさい　いいんかい　きて　じょうぶんか　しろうとしゅうだん　かな  
実際に委員会規程として条文化するとなると素人集団の悲しさで、どのように  
くろう　すえ　かげつほど　たいいちじ　あん　きょじゅうしゃ　じち　かい  
まとめるかで苦労した末、3ヶ月程かけて第一次案をまとめて、居住者自治会・  
ろうどうくみあい　しょくいんとうぎ　かん　ティーしせつ　くじょうしょり　いいんかい　せっち  
労働組合・職員討議にかけました。この間にT施設の「苦情処理委員会」が設置  
さ  
されたことも聞きました。

とうぎ　なか　とく　ちゅうもく　いがん　きょじゅうしゃ　じち　かい　で　じむきょくいん  
討議の中で、特に注目すべき意見として、居住者自治会から出た「事務局員を、  
しょくいん　きょじゅうしゃ　たんとう　しゃひ　ぎむ　とう　てん　ぎもん  
職員・居住者で担当するのには、守秘義務・プライバシー等の点で疑問がある。  
じむ　きょく　ふよう　いがん　じっさい　もんたい　はっせい　ばあい　じつむ　てき　さぎょう  
事務局は不要」との意見でした。実際に問題が発生した場合、実務的作業をする  
ひつよう　おも　きょじゅうしゃ　ほんとう　しゃひ　ぎむ　まも  
メンバーは必要と思われるが、居住者にとっては本当に守秘義務が守られるのか  
けねん　とうせん　い　とうせん  
を懸念するのも当然と云えば当然です。  
じんけん　ようご　いいんかい　せっち　しゃがん　きょじゅうしゃ　じんけん　まも　とうじ　しゃ  
この『人権擁護委員会』設置の主眼は居住者の人権を守ることであり、当事者  
きょじゅうしゃ　じちかい　いがん　う　い　じむきょく　さくじょ　いいんかい  
の居住者自治会の意見を受け入れて、事務局は削除することにしました。委員会  
まどぐち　えんちょう　じむせきにんしゃ　おこな　ひつよう　みと　じてん　じむきょくせっち  
との窓口は園長と事務責任者で行うことにして、必要と認めた時点で事務局設置  
けんとう  
は検討することにしました。  
ほか　だ　いがん　こうりょ　い　さいしゅうあん　ねんど　まつ　しょくいんかいぎ  
その他、いくつか出された意見も考慮に入れ、最終案として年度末の職員会議  
ていあん　いちぶしゅうせい　しょうにん  
に提案し、一部修正のうえ承認されました。  
いか　きよせりょうごえん　じんけん　ようご　いいんかい　きて　ようてん  
以下、『清瀬療護園人権擁護委員会規程』の要點です。

### (はじめに)

しょうかい　も　ひと　も　ひと　い　い　こと　しょうかいしゃふくし  
「障害を持つ人と、持たない人が、“ともに生きる”と云う事が障害者福祉の  
きほん  
基本である」

ことば　も　いみ　おも　ことば　しん　ていちゃく　とき　はじ　しょうかいしゃ　じんけん  
この言葉の持つ意味は重い。この言葉が真に定着した時、初めて障害者の人権  
しんかい　もんたい　かいかつ　い  
侵害の問題は解決されると言えるだろう。

しせつ か しょくいん きょじゅうしゃ ふく きよせ  
これは施設であっても、なんら変わることはなく、職員と居住者を含めて清瀬  
りょうごえん ひと ちいきしゃかい なか い きほん りねん  
療護園という一つの地域社会の中でも、“ともに生きる”ことを基本理念として  
なた しん  
なり立つべきと信じる。

げんじつ かいじょ もの かいじょ う もの たいとう げんそく  
しかし、現実には、介助する者と、介助を受ける者が、対等であるという原則  
くす そくめん こと ひてい きょじゅうしゃかん じんけんしんかい  
が崩れやすい側面がある事は否定できない。あるいは居住者間でも、人権侵害と  
おも ばあい い  
思われる場合がないとは言いきれない。

ふこう じたい はっせい ばあい きょじゅうしゃ じこ にんげん  
不幸にして、このような事態が発生した場合、居住者が、自己の人間としての  
そんげん しんかい こと うた ば ひつよう しょくいん そち  
尊厳を侵害されている事を訴えられる場が必要である。また、職員への措置が、  
こうせい こと もと  
より公正なものである事も求められる。

たが せつ ばめん おお こと そうご りかい ふそく もと ばあい あ う  
お互に接する場面が多い事もあり、相互理解の不足に基づく場合も有り得る。  
ため はな あ りかい あ どりょく きほん きよせ りょうごえん  
その為には、まず話し合い、そして理解し合う努力を基本にして、『清瀬療護園  
じんけん ようご いいんかい せっち こと じゅうぶん ふ うんえい い  
人権擁護委員会』が、設置された事を十分に踏まえて運営されて行くべきである。

### もくでき ぎょうむ (目的と業務)

きよせ りょうごえんじんけん ようご いいんかい いか いいんかい りやく きよせ りょうごえん にゅうしょ  
清瀬療護園人権擁護委員会(以下、委員会と略す)は、清瀬療護園に入所して  
きょじゅうしゃ じんけん ようご とも しょくいん そち こうせい おこな こと  
いる居住者の人権を擁護すると共に、職員への措置が、より公正に行われる事を  
もくでき いか ぎょうむ おこな  
目的として、以下の業務を行う。

#### (1) 居住者本人、及び本人の代理人からの相談

きょじゅうしゃほんにん およ ほんにん だいり にん そうだん  
居住者本人、もしくは本人の代理人は、人権侵害を受けたと思われる場合、  
しせつせきにんしゃ うた しせつせきにんしゃ せい も かいげつ あ  
まず施設責任者に訴え、施設責任者は誠意を持って、その解決に当たらね  
ばならない。

しかし、施設責任者の裁定が不服の場合、当該者は直接、委員会に相談することができる。相談内容は文書で委員会に提出するものとする。

委員会は調査の上、改善の必要を認めた場合は、施設責任者に対して改善を勧告する。施設責任者は、委員会の調査に協力する義務を負い、また勧告を遵守するように務めねばならない。

勧告内容は、居住者本人及び居住者本人の代理人へも通知するものとする。

## (2) 人権擁護の為の点検

人権擁護に係わると思われる事例について、清瀬療護園において、どのように対処しているかを、施設責任者に対し、定期的報告を求め、改善点があれば指摘を行う。

## (3) 施設責任者からの諮問に対する答申

(ア) 施設責任者は人権侵害があったと見られる職員へ就業規則上の措置を行う前に委員会に諮問する義務を負い、委員会は諮問に対し答申する。

(ウ) その他、施設責任者が必要と思われる事例の諮問に対し答申する。

委員は3名で、任期は3年。信任・不信任は、居住者自治会・職員会議・労働組合の3者の合意で成立することが、条文に記載されています。

いじょう　きてい　けつ  
以上の規程が決してベストのものとは、作成に携わった一人として思っていません。  
こんご　しこうさくご　かさ  
せん。今後も試行錯誤を重ねながら、より良いものへと改良されていけばと思つ  
ています。

きよせ　りょうごえん　きてい  
清瀬療護園に、この規程のあることで、“人権”が私達の身近にあるものだと  
い　にんしき　おお　しゅうかく　おも  
云うことが認識されれば大きな収穫だと思います。

(\*) 前号で紹介した清瀬療護園の人権擁護委員会について、今回は具体的な  
さぎょう　おこな　かいせつじゅんびしつちょう　なりた  
作業を行っている開設準備室長の成田さんに、これまでの経過をまとめて  
いただ　けいさい  
頂いたので、掲載します。  
じごう　じんけん　ようご　いいんかい　ていあんしゃ　おおかえんちょう　しょくいんくみあい  
次号では、人権擁護委員会の提案者である大塚園長と、職員組合からの  
よてい  
コメントを予定しています。

へんしゅうこうき  
編集後記

ようやく桜のつぼみも膨らみ始め、春の訪問が感じられる頃となりました。

「準備会ニュース」も何とか3号を発刊し、初めての年度末を向かえます。

何かと至らない点が多かつたと思いますが、「初年度」のこととしてお赦しいただきたいと思います。

当初一番心配だった「原稿が集まらなかつたらどうしよう」といったことも、皆様のご協力?により安心してニュース作りの企画ができるようになりましたことを、一番嬉しく思っているのは編集担当の私かもしれません。

今後とも、よろしくお願ひいたします。

今年度は年度途中のスタートということもあり3回しか発行できませんでしたが、来年度は年4回発行したいと思っています。乞うご期待!!

尚94年度分の会費ですが、93年度の決算報告を4号(5月発行予定)に掲載しますので、お支払はそれ以降にお願いします。

郵便料金の値上げなどの困難さが増していますが、何より増して強い味方は、『一人でも・一つでも多い加盟』です。加盟を考えて下さっている自治会・個人の方々の一日も早い加盟を、併せてお願いいたします。

1994年3月28日 編集・会計担当 小田 一石

りょうご しせつ じちかい せんこく  
療護施設自治会全国ネットワーク設立準備会ニュース №3

はっこうび ねん がつ 発行日：1994年3月30日 年間購読料：1000円

はっこうしゃ りょうご しせつ じちかい せんこく 発行者：『療護施設自治会全国ネットワーク』設立準備会事務局

れんらくさき とうきょうと ひの し おちかわ 連絡先：〒191 東京都日野市落川245-1 東京都日野療護園 入居者自治会内

Tel.0425-93-2421 (代表) Fax.0425-93-0075

ゆうびんふりかえ とうきょう 郵便振替： 東京8-715838 『療護施設自治会全国ネットワーク』